

令和4年 第3回美里町農業委員会総会会議録

1. 開催期日 令和4年3月25日
2. 開催場所 美里町役場201会議室
3. 開催時刻及び宣告者 午後 1時30分 会長
4. 閉会時刻及び宣言者 午後 3時15分 会長代理
5. 議長 会長 根岸 茂登雄
6. 委員出席状況

議席番号	農業委員氏名	出欠席	議席番号	農地利用最適推進委員 氏名	出欠席
1	関根 尚子	出席	東児玉 1	井上 彰	欠席
2	塚田 あつ子	欠席	〃 2	井上 進	出席
3	深田 敏男	出席	〃 3	岡部 順一	〃
4	長谷川 雄二	〃	〃 4	萩原 良三	〃
5	飯野 泰司	〃	松久 1	小暮 義昭	欠席
6	中沢 秀樹	〃	〃 2	田端 益隆	出席
7	中島 勝	〃	〃 3	徳世 久美子	〃
8	坂本 典穂	〃	〃 4	播摩 卓也	〃
9	中沢 健太郎	〃	大沢 1	阿武 富士子	〃
10	根岸 茂登雄	〃	〃 2	栗原 裕	〃
11	中嶋 敬子	〃	〃 3	根岸 上	〃

農業委員会委員 出席：10名 欠席：1名 計：11名
 農地利用最適化推進委員 出席：9名 欠席：2名 計：11名

7. 会議参加者 なし
8. 事務局職員出席者 丸山 保 堀内 匠 上田 禎礎
9. 会議進行状況

議長 皆さんこんにちは。時間になりましたので、はじめさせていただきます。ただいまの出席数は農業委員10人、農地利用最適化推進委員9人です。農業委員の過半数に達しましたので、これより農業委員会総会第3回会議を開きます。

会議規則第13条第2項の規定により、議事録署名人に5番委員並びに6番委員を指名いたします。

会議規則第4条の規定により、議長を務めさせていただきます。これより、議事に入ります。

第1号議案 農地法第5条を議題といたします。5条の番号1について、事務局より説明をお願いします。

<p>事務局</p>	<p>受人 大字〇〇〇△△番地△ 〇〇 〇〇 渡人 大字〇〇〇△△番地 〇〇 〇〇 土地の所在 大字〇〇〇字〇△△番△ 畑 1筆 18㎡ 転用目的 住宅通路敷 権利内容 所有権 申請内容 職業 公務員 新設 通路敷 取得状況 昭和59年4月5日 相続 仮登記 抵当権 無 位置 第2種農地 農用地区域外 宅地に接続 △△-△、△△-△、△△-△合わせて140.85㎡です。</p> <p>次ページをご覧ください。場所は大字〇〇〇字〇地内の農地になります。</p> <p>次ページをご覧ください。左が公図、右が配置図になります。</p> <p>受人は申請地北の△△番地△に居住しています。</p> <p>これまで隣地の△△番地△の敷地の一部を利用して出入りさせてもらっていたが、通りまで距離もありクランク形状のため車両通行に不便であることから新たな進入路として確保したいとのことです。</p> <p>許可後は渡人から青枠内の土地すべて譲り受け進入路を確保するとのことです。</p> <p>3ページにお戻りください。ご審議をお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>5条の番号1を審議いたします。農業委員8番より補足説明をお願いします。</p>
<p>8番委員</p>	<p>先日東児玉3番推進委員と現地を確認いたしました。特に問題はないと思います。ご審議をよろしくお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>次に、推進委員東児玉3番より、意見がありましたらお願いいたします。</p>
<p>推進委員 東児玉3番</p>	<p>現地を確認いたしました。特に問題ないと思います。ご審議お願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>その他の推進委員の方で、意見がありましたら挙手をお願いいたします。意見がないようですから、次に移ります。</p> <p>次に、農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いいたします。3番委員</p>

3番委員	申請地の幅は、何メートルありますか。
議 長	事務局より説明をお願いします。
事務局	申請地の幅は4メートルとのこと。
3番委員	申請地ですが許可後は、道路になるのですか。
議 長	事務局より説明をお願いいたします。
事務局	許可後は、通路敷として使用すると思いますが、おそらく受人の宅地になると思われます。
議 長	他に、農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いいたします。
	質問がないようですから、採決したいと思います。5条の番号1について、許可相当と思われる農業委員の方の挙手を求めます。
	(農業委員全員挙手)
	賛成全員につき、許可相当と決定します。
議 長	続きまして、5条の番号2について事務局より説明をお願いいたします。
事務局	<p>受人 ○○郡○○町大字○○△△△△番地△○○○○○○○○△△△ ○○ ○○ 渡人 大字○○△△△番地 ○○ ○ 土地の所在 大字○○字○○ △ △△番△ 畑 1筆 330㎡ 自己用住宅 権利内容 使用貸借権 30年</p>

	<p>間 申請内容 職業 公務員 新設 1棟 144.08㎡ 1階建て 取得 状況 昭和63年5月25日 相続 仮登記 抵当権 無 位置 第2種農地 農用地区域外 宅地から30m △△△-△、△△△-△合わせて499.79 ㎡です。</p> <p>6ページをご覧ください。場所は大字○○字○○地内の農地になります。 次ページをご覧ください。左が公図、右が配置図になります。</p> <p>受人は隣町の借家に夫婦で住んでいるが、将来子育てや介護のことを考え、妻 の実家近くの申請地を借り受け、自己用住宅の建設計画を立てたとのこと です。計画敷地は青枠内の499.79㎡で農地は赤枠内の330㎡になります。 道路接続については、申請地北側に県道があり、県道へ排水を接続するとの ことです。</p> <p>水道については、義父が建設を予定している放課後等デイサービス用の建物へ の給水から分岐して利用するとのことです。</p> <p>放課後等デイサービスとは6歳から18歳までの障がいのある子どもや発達 に特性のある子どもを預かる施設です。</p> <p>建物は新築1棟1階建てで建築面積は144.08㎡の予定です。</p> <p>3ページにお戻りください。ご審議をお願いいたします。</p> <p>5条の番号2を審議いたします。農業委員8番より補足説明をお願いします。</p> <p>8番委員 先日東児玉3番推進委員と現地を確認いたしました。特に問題はないと思いま す。ご審議をよろしくお願いします。</p> <p>議 長 次に、推進委員東児玉3番より、意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>推進委員 現地を確認いたしました。特に問題ないと思います。ご審議お願いいたします。 東児玉3番</p> <p>議 長 その他の推進委員の方で、意見がありましたら挙手をお願いいたします。意見 がないようですから、次に移ります。</p> <p>次に、農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いいたします。5番委 員。</p>
--	---

5 番委員	申請地には、土盛りはするのでしょうか。
議 長	事務局より説明をお願いいたします。
事務局	配置図をご覧ください。申請地は4 5センチ程度土盛りをする計画とのことです。
議 長	<p>質問がないようですから、採決したいと思います。5 条の番号2 について、許可相当と思われる農業委員の方の挙手を求めます。</p> <p>(農業委員全員挙手)</p> <p>賛成全員につき、許可相当と決定します。</p> <p>5 条の審議が終わりましたので事務局長より審議結果の確認をお願いします。</p>
事務局長	農地法第5 条の番号1、番号2 の案件につきましては許可相当と議決されました。
議 長	第2 号議案 認定農業者の申請に係る意見について議題といたします。事務局より説明をお願いします。
事務局	<p>8 ページをご覧ください。認定農業者の申請になります。</p> <p>新規1 件、更新1 2 件、内1 件は広域的に営農を行う農業者であり埼玉県より照会がありました。</p> <p>9 ページをご覧ください。番号1 ○○ ○○ 大字○△△△△番地△ 7 2 歳 稲作 麦類作 露地野菜 果樹類 主食用米 1 7 0 a 飼料用米 0 → 1 3 0 a 小麦 2 2 0 → 2 6 0 a ブロッコリー4 0 a トウモロコシ 0 → 2 0 a 柿 0 → 3 0 本 町内の主な農地 ○○ 2 7 0 a ○○○ 2 0 a 飼料用米の生産を行うことで、農業収入の安定を目指す。ほかの農家と時期をずらして野</p>

菜の生産・収穫。出荷を行い販売価格の安定・向上を図る。今後についてはトウモロコシや柿の生産も計画しているとのこと。

次ページをご覧ください。

更新 番号1 ○○○ 大字○○△△番地△ 35歳 施設野菜 稲作 トマト 30a 主食用米 250→300a 飼料用米 150→200a 町内の主な農地 ○○ 270a ○ 100a ○○○ 75a ○○○ 130a トマトについて、有機質資材を活用した土づくりに取り組み収量増を目指す。主食用米、飼料用米の生産面積増を図る。

番号2 ○○○ ○○ 大字○△△△番地△ 70歳 稲作 麦類作 露地野菜 主食用米90a 小麦 110a ブロッコリー 50→60a ネギ 15a ナス 15a 町内の主な農地 ○ 140a 経営農地が点在しているため、生産性向上のため集積を図りたい。生産管理の見直しや有機資材等を活用した土づくり、肥培管理等を徹底し、品質の高い作物の生産に取り組み、収益増を目指す。ほ場ローテーションにより連作障害を防止したい。

番号3 ○○ ○ 大字○○△△番地 72歳 施設野菜 露地野菜 稲作 きゅうり15a 露地野菜 20→25a 主食用米 65→75a 町内の主な農地 ○○ 85a 現状、施設きゅうりについては農薬や化学肥料を使用しているが、今後は減農薬・減化学肥料による栽培を目指す。露地野菜については輪作体制及び堆肥散布の実施により連作障害の回避に努める。

番号4 ○○ ○○ 大字○△△△番地 71歳 露地野菜 稲作 なす 25a ブロッコリー 250a ネギ 25→30a 主食用米 50a 町内の主な農地 ○ 25a ○○○ 150a 経営農地は比較的まとまっており、周辺での規模拡大を目指したい。ブロッコリーについては、カビによる根こぶ病の対策として殺菌剤を散布しており、今後は連作障害対策として輪作体制も確保していきたい。

番号5 ○○ ○○ 大字○○△△番地 53歳 花き花木 マーガレット 春60a 秋50a ポインセチア 10a 町内の主な農地 ○○ 10a ○○ 30a ○○ 70a ○○ 15a 生産管理等の見直しを行い、品種ごとの生産量増を目指す。また、今後については現状のハウスの隣接地でハウスの増設等を検討していきたい。

番号6 ○○ ○○・○○ 大字○○△△△番地△ 76・52歳 養豚 45→50頭 町内の主な農地 ○○○ 20a ○○ 10a ○○ 6a

〇〇 130a 日々飼育内容や作業内容を見直し、品質向上を目指している。また、飼育・出荷頭数増による規模拡大を行いたい。精肉等の加工部門についても力を入れていきたい。

番号7 〇〇 〇〇 大字〇〇△△△番地 65歳 酪農 40→45頭 肉用牛 10～15頭 町内の主な農地 〇〇 75a 近隣の耕種農家等と連携して耕畜連携を進め、堆肥の有効利用による糞の処理費用の軽減を図っていききたい。

番号8 〇〇〇 〇〇 大字〇〇〇△△△番地 53歳 施設野菜 稲作 きゅうり 40a 主食用米 73a 町内の主な農地 〇 20a 〇〇〇 170a きゅうりについて稲わら等の堆肥を利用しており、今後はさらに減農薬・減化学肥料や有機資材等の活用を行い、品質向上と収量増を目指したい。

番号9 〇〇 〇 大字〇〇〇△△△番地△ 73歳 稲作 露地野菜 果樹類 主食用米 50→60a サトイモ 5a はくさい 10a ばれいしょ 5a ネクタリン柿 10→15a 町内の主な農地 〇〇〇 85a 経営農地のうち畑が点在しているため、集積し作業効率を高めたい。堆肥と化学肥料を併用した栽培から、減農薬・減化学肥料栽培にシフトし、販路拡大を目指したい。今後孫夫婦が手伝ってくれる予定であり、それに併せて繁忙期の休日制度の導入を図っていききたい。

番号10 農事組合法人 〇〇〇〇〇〇〇〇 代表者 〇〇 〇〇 大字〇〇 〇△△△番地 設立 昭和58年12月8日 肉用牛 200→230頭 90→100頭 町内の主な農地 〇〇〇 40a 和牛・交雑ともに飼育頭数を拡大したい。繁殖牛の分娩時のリスクを減らすため、分娩・発情監視通報システム等の導入を検討したい。

番号11 有限会社〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇 大字〇〇△△△番地△ 設立 平成13年10月11日 果樹類 露地野菜 稲作 麦類作 ブルーベリー 200a ねぎ 350→500a ブロッコリー 300→400a 主食用米 600→650a 飼料用米 200a 小麦 200a 町内の主な農地 〇〇 80a 〇〇〇 60a 〇〇 70a 〇〇 11ha 〇 〇 85a 〇〇 70a 〇〇 30a 露地野菜の連作障害への対応として、輪作体制を確保する。ブルーベリーについて加工品の製造・販売に取り組み、販路の拡大を目指す。規模拡大と併せて臨時雇用を増員し、地域の雇用促進を図る。

次ページをご覧ください。

	<p>番号12 株式会社〇〇 〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇 美里町大字〇〇〇 △△△番地△ 平成23年12月21日 肉用牛(黒毛和種)2000→220 0頭 飼料作物 106→131a 町内の主な農地 〇〇〇 10a 〇〇〇 20a 〇〇 100a 〇〇市をはじめとし、7箇所の牛舎で和牛を肥育して おり、今後は繁殖・肥育一貫経営へ移行し収益を高めたい。現在飼育作物(牧草) の試験的な生産を行っている。現状の耕作地に隣接する遊休農地を集積し、経営 農地を増やして飼料作物の生産拡大を図り、飼料費の削減に努める。また、事業 所から発生した堆肥を活用し、耕畜連携にも取り組んでいきたいとのことです。</p>
議 長	次に、推進委員の方で意見がありましたら挙手をお願いいたします。大沢2番
推進委員 大沢2番	ここに適切なものであると判断しましたとありますが、これはどこが判断した のですか。
議 長	事務局より説明をお願いします。
事務局	町と県と農協が申請について審査をして、判断しておりその結果を農業委員会 に意見照会しなければならないことになっております。
推進委員 大沢2番	農業委員会としては、どのような意見を言えばいいのですか。
議 長	事務局より説明をお願いします。
事務局	例えば、この計画について本当にできるのか、もっと頑張れるのではないか等 を言っていただき、それを申請者に伝えて、現状の農業経営を改善していくとい う意見照会となっております。
議 長	他に、推進委員の方で意見がありましたら挙手をお願いいたします。松久2番
推進委員	新規の場合は、面積を増やさなくてもいいのではないのでしょうか。

松久 2 番	
議 長	事務局より説明をお願いします。
事務局	認定農業者の制度は、現状の農業を改善しよりよいものにしていく農業者に補助していくという制度ですので、このような計画が出ております。
議 長	他に推進委員の方で意見がありましたら挙手をお願いいたします。大沢 2 番
推進委員 大沢 2 番	10 ページの 2 番の計画に、農地が点在しているため集積を図りたいとありますが、どのように集積していくのですか。
議 長	事務局より説明をお願いいたします。
事務局	農地中間管理事業等を利用して少しずつ、農地を集積、集約していくのだと思います。
議 長	その他の推進委員の方で、意見はありましたら挙手をお願いいたします。意見がないようですから、次に移ります。
	次に農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いいたします。5 番委員
5 番委員	認定農業者は町内で何人いるのでしょうか。
議 長	事務局より説明をお願いいたします。
事務局	認定農業者は 80 名と聞いております。

<p>議 長</p>	<p>他に農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いいたします。</p> <p>他に農業委員の方で質問はありますか。質問がないようですから、採決したいと思います。認定農業者の更新申請に係る意見について、意見なしとしてよいと思われる農業委員の方の挙手を求めます。</p> <p>(農業委員全員挙手)</p> <p>賛成全員につき、意見なしと決定します。</p> <p>第3号議案 認定農業者の申請に係る意見について議題といたします。 事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>15ページをご覧ください。</p> <p>美里町で定めている農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の改正にあたり、農業委員会へ意見照会がありました。</p> <p>今回の改正内容は15ページ右側にある、おおもとの「農業経営基盤強化促進法」と県が定めている「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」が改正になったことで、規定の削除、新規就農者の変更、固有名詞の変更、そして条のずれ修正、文言の整理が行われたとのことです。</p> <p>詳しくは、別冊でお配りした「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」をご覧ください。</p> <p>こちらは初めてご覧になると思われますので、簡単に内容を説明させていただきます。</p> <p>まず、この構想は「農業経営基盤強化促進法」第6条により美里町で定めている基本的な構想です。</p> <p>1ページに中ほどに担い手農家を中心とした規模拡大や生産組織の育成を行い農業生産の安定向上を図る必要がある。このために、下段の農業経営の強化が必要であり、自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たっては支援措置をする。これが認定農業者へのサポートになります。</p> <p>そして、2ページの8行目に意欲的な農業者に対しては、農業委員や農地利用最適化推進委員などにより掘り起こし活動を強化し、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結び付けて利用権設定等を進め、担い手</p>

に農用地が利用集積さえるように努めるとあります。この主な取り組みが農地中間管理事業にあたります。

12ページ4行目をご覧ください。

農業従事者の高齢化が進み、担い手が受けきれなくなることが予想されることから、担い手育成及びそれらの者への農地の集積を推進する。

集積に当たっては、「人・農地プラン」の実質化により明確化した地域の将来方針に基づき、農地中間管理事業等を積極的に活用し、農地の流動化や面的集積を図っていくとあります。

要は担い手（認定農業者）を増やし、担い手に農地を集約して農業生産基盤を大きくして農業を守り、合わせて遊休農地も解消していく内容です。

この農地の集積・集約は国が推進している内容で、国は全国の農業委員会に令和5年度までに「担い手へ農地の8割集積」を目標に計画をなさいとまで言っています。ちなみに現在、美里町は30%程度集積しています。

少し話がそれましたが、改正にあたっての意見照会になります。

よろしく申し上げます。

議長

推進委員の方で、意見はありましたら挙手をお願いいたします。意見がないようですから、次に移ります。

他に農業委員の方で質問はありますか。質問がないようですから、採決したいと思えます。認定農業者の更新申請に係る意見について、意見なしとしてよいと思われる農業委員の方の挙手を求めます。

(農業委員全員挙手)

賛成全員につき、意見なしと決定します。

議案のすべてを審議いたしましたので、これで会議を閉じ議長の任を解かさせていただきます。慎重審議ありがとうございました。閉会を会長代理をお願いいたします。

会長代理

本日も意見がたくさん出て、よい会議になったと思います。次回もよろしくお願

いたします。ありがとうございました。以上をもちまして、第3回の農業委員会総会を終了します。

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和4年3月25日

議 長

署名委員

署名委員